

キャッシュカード規定第20条第2項にもとづき、このサービスについて規定するものです。

1. (適用範囲)

- (1) 当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人(以下「収納機関」といいます。)、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人(以下「収納受託法人」といいます。)の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、本規定第3条第1項に規定する預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)については、この規定により取扱います。

なお、本規定におけるキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当金庫がキャッシュカード規定に基づく普通預金について発行したカードをいいます。

- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは当金庫が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとし、代理人カードおよび法人名義のキャッシュカードは、本サービスをご利用いただけません。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。

- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
- ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合

- (3) 次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはできません。

- ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ② カード(磁気ストライプ等の電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- ③ 本規定第5条により自らが本サービスの停止を

申出た場合

- (4) 当金庫が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、預金者は収納機関もしくは収納受託法人から、第3条により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書(以下「確認書」といいます。)を必ず受領して確認し、大切に保管するものとします。

申込内容が自己の意思に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問合せ先に連絡してください。

3. (預金口座振替契約等)

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当金庫と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当金庫に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約(以下「預金口座振替契約」といいます。)が成立したものとします。

預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定(利息を付さない旨の約定のある普通預金の規定を含みます)にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引き落とすことができるものとします。

- (2) 収納機関の指定する振替日(当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(総合口座取引等による当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

また、振替指定日に当該口座への引落請求が複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。

- (3) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

4. (預金口座振替契約の解約)

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫取引店へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。

- (2) 本条第1項にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関もしくは収納受託法人の

従業員を含みます)に見られないように注意しつつ、自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。

当金庫が当金庫所定の時間までに当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。

(3) 前項において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、カードによる解約依頼はできません。届出の印鑑を持参のうえ当金庫取扱店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行ってください。

(4) 解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、第3条により預金口座振替契約が成立したものと取り扱います。

5. (本サービスを利用する機能の停止)

(1) 本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫取引店へ申出ることにより停止することができます。

当金庫がこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

なお本サービスの利用停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前条第1項によらない限り、その解除または終了にはなりません。

(2) 前項の申出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫取扱店へ申し出てください。

6. (紛議)

本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、預金者と収納企業との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

7. 規定の準用

規定の変更など、この規定に定めのない事項についてキャッシュカード規定に定めがある場合には、キャッシュカード規定により取扱います。

なお、同規定第11条第1項、同規定第12条第1項および第13条に「払戻し」とあるのは「預金口座振替契約」と読み替えるものとします。

以上



(2020年3月1日現在)